Ⅱ．分担研究報告書

研究１　小規模医療機関等における特定行為研修修了者の配置に関する調査

研究分担者　山本　武志　（札幌医科大学　准教授）

研究目的

本調査の目的は、訪問看護ステーション（以下、St）における特定行為研修修了者の活動実態を全国規模で把握し、St の組織規模や管理者の認識が活動・活用に与える影響を明らかにすることである。

研究方法

全国の特定行為研修修了者が在籍する St 管理者 286 名を対象とした「全国調査」と、千葉県内の全 St 管理者 722 名を対象とした「千葉県調査」を実施した。SurveyMonkey®を用いたインターネット調査により、特定行為の実施状況、施設特性、管理者の基本属性、同制度に対する管理者の認識や期待を収集した。

結果

有効回答数は全国調査 92 名、千葉県調査 128 名だった。過去 1 年間の特定行為実施率は、修了者が在籍する全国調査で 74.7%、千葉県調査では 4.7%であった。実施内容は「ろう孔管理関連」、「呼吸器関連」、「創傷管理関連」を実施する St が多くなっていた。特定行為を実施する組織要因としては、看護職員数 5 人がカットオフ値としてあげられ、小規模 St での実施率が低くなっていた。また、管理者自身が研修修了者である場合や、同制度の理解や効用の認知が高い場合に、特定行為の実施率が高かった。

考察

特定行為の導入・定着には「組織規模」と「管理者のリーダーシップ」が極めて重要と考えられる。小規模 St では、人的余裕や研修機会の不足、特定行為実施に関連してのバックアップ体制の脆弱さなどが課題と考えられる。

結論

小規模施設における本制度の定着と発展に向けた方略として、St 管理者のリーダーシップ醸成と小規模施設が活動しやすい環境作りが課題である。

A. 研究目的

本調査の目的は、訪問看護ステーション（以下、St）における特定行為研修修了者の活動実態を全国規模で把握し、特に St の組織規模や管理者の認識が特定行為の活動・活用にどのような影響を与えているかを明らかにすることである。これにより、St 及び介護事業所等の小規模施設における本制度の定着と、さらなる発展に向けた方略を検討する。

なお、本調査は二つの対象者を設定しており、(1)研修修了者が在籍しているまたは在籍していた全国の全 St の管理者を対象とした調査（全国調査）と、(2)千葉県の全 St（修了者の在籍は問わない）を対象とした調査（千葉県調査）の 2 つによって構成される。(1)は研修修了者が St においてどのように活用されているかを分析の主眼とする。(2)は St において研修修了者が配置され特定行為を実施する

ことに関連した要因を検討することが目的である。

B. 研究方法

1. 対象

＜全国調査＞

一般社団法人「看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会」が管理するポータルサイトに公開されている「特定行為研修修了者名簿」から、掲載されているすべての修了者を同定した。修了者の所属先が St と推定される者を抽出し、その St の管理者 286 名を調査対象とした

＜千葉県調査＞

厚生労働省関東信越厚生局の Web サイトに掲載されている訪問看護事業所一覧表から、登録されている全 722St の St 管理者 722 名を調査対象とした。

2. 方法

対象 St の St 管理者宛に郵送で調査依頼の文書を配布し、協力を依頼した。回答の収集には SurveyMonkey®を用いたインターネット調査を用いた。

調査項目は以下のとおりとした。

・施設特性（St の種別、設置主体、看護職員数等）

・管理者の属性（特定行為研修修了の有無等）

・特定行為の実施実績

・手順書の運用プロセス

・制度に対する管理者の認識（受講推奨、活用方法の認知、期待効果の評価等）

C. 研究結果

1. 回収率

＜全国調査＞

修了者が所属する・所属していた 286 施設に調査を依頼し、128 名から回答を得た（回収率 44.8%）。そのうち 13 名が研究参加を辞退し、115 名が参加に同意した。さらに、特定行為の実績やプロセスに関する重要な質問項目に無回答であった 23 名を除外し、最終的な分析対象者は 92 名（有効回収率 32.2%）となった。なお、92 名のうち、研修修了者が現在在籍しているとの回答は 84 名、退職等により現在はいないとの回答は 8 名であった。

＜千葉県調査＞

県内全 St 722 施設の管理者に調査を依頼し、204 名から回答を得た（回収率 28.3%）。そのうち 41 名が研究参加を辞退し、163 名が参加に同意した。さらに、特定行為の実績やプロセスに関する重要な質問項目に無回答であった 35 名を除外し、最終的な分析対象者は 128 名（有効回収率 17.7%）となった。なお、研修修了者が在籍しているとの回答は 10 名（7.8%）であった。

2. 施設の概要

＜全国調査＞

全国調査（n=92）における St の設置主体は、営利法人が 38.0%、医療法人が 29.3%であった。St の規模（常勤看護職者数）は平均 9.55±6.75 人、1 日あたりの平均訪問人数は 40.7±50.6 人（中央値 25 人）であった。訪問看護指示書の発行を受けている医療機関数は平均 41.7±48.5 施設（中央値 30 施設）、特定行為の手順書の発行を受けている医療機関数は平均 2.0±2.6 施設（中央値 1 施設）であった。

＜千葉県調査＞

千葉県調査（n=128）では、St の設置主体は営利法人が 58.6%と過半数を占め、次いで医療法人が 24.2%であった。St の規模（常勤看護職者数）は平均 5.98±4.64 人と、全国調査と比較して小規模な施設が多く含まれていた。1 日あたりの平均訪問人数は 22.9±32.3 人（中央値 15 人）であった。

3. 特定行為の実施

＜全国調査＞

過去 1 年間における手順書を用いた特定行為の実施については、68 名（74.7%）が「実施あり」と回答した。実施された主な特定行為（複数回答）は、ろう孔管理関連（n=41）、呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）（n=34）、創傷管理関連（n=30）、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連（n=2）であった。

＜千葉県調査＞

千葉県調査では、過去 1 年間に手順書を用いた特定行為を実施していたのは 6 名（4.7%）にとどまり、全国調査と比較して実施率が大幅に低かった。これは千葉県調査が研修修了者の在籍を問わずすべての St を対象としたことによる。

4. 特定行為の実施に関わる組織要因の検討

＜全国調査＞

St の看護職員数と特定行為の実施（昨年度の実施の有無）には有意な関連が認められた（df=2, χ^2=8.35, p=0.02）。看護職員数別の実施率は以下のとおりであった。ROC 曲線による分析の結果、実施の有無を分けるカットオフ値は看護職員数約 5 人（AUC=0.63）であることが示された。

管理者要因については、管理者自身が特定行為研修を修了している場合、特定行為を実施している割合が有意に高かった（修了あり：72.2%、修了なし：15.8%；df=1, χ^2=6.62, p=0.01）。また、管理者の「看護師への受講推奨」（df=2, χ^2=19.35, p<0.001）、「研修の仕組みの認識」（df=2, χ^2=14.6, p<0.001）、「修了者の活躍・活用方法の認知」（df=2, χ^2=14.2, p<0.001）も、特定行為の実施と有意な関連を示した。一方、「地域の診療所との競合の認識」および「採用・活動方針における管理者の裁量」は有意な関連を示さなかった。

D. 考察

本研究の結果から、訪問看護において特定行為を導入し定着させるためには、「組織規模（看護職員数）」と「管理者のリーダーシップ」が極めて重要であることが明らかとなった。

組織規模については、看護職員数が 5 人以上～10 人未満の St において特定行為の実施率が最も高かった（84.4%）。5 人未満の小規模 St は 1 人職場に近い状態となることも多く、緊急時のバックアップ体制の欠如、研修を受講する時間的余裕のなさ、医療材料の在庫管理・コスト負担の重さが、特定行為に取り組むことを躊躇させる要因となっていると考えられる。一方、看護職員が 10 人以上の St では、職員数に比例して実施率が上がるわけではなかった。大規模な St では、法人や組織の運営方針によって特定行為との関わりが決定されている可能性があり、St 管理者の意向だけでは決定しづらい状況があると推測される。

管理者要因については、単に制度を知っているだけでなく、管理者自らが研修を修了していること、あるいは具体的な活用方法を明確にイメージできていることが、特定行為の実施に直結していることが示された。制度に対する管理者の深い理解は、医師や他の医療機関に対する説明や、適切な手順書の運用、研修修了者に対する処遇改善にもつながる鍵になると考えられる。しかしながら、本調査は横断調査であることから、特定行為の実践が管理者の肯定的な認識を生成している可能性もあり、両者の因果関係は定かではない。

千葉県調査において研修修了者の在籍率が 7.8%、特定行為の実施率が 4.7%にとどまったことは、全国的な普及が進む中で、地域によっては修了者の絶対数がまだ不足していることを示している。今

後は、小規模 St においても修了者が活躍できるような支援体制の整備と、管理者教育の強化が急務といえる。

E. 結論

本研究により、訪問看護ステーションにおける特定行為の実施には、①看護職員数が 5〜10 人程度の組織規模と、②管理者自身の制度理解・研修修了・積極的な受講推奨が重要な促進要因として機能することが明らかとなった。特に小規模 St への支援と管理者のリーダーシップ醸成が、特定行為の普及に向けた優先課題である。